

資料 1

建築・都市整備・道路委員会
令和7年12月12日
道 路 局

市第54号議案

東寺尾第465号線等市道路線の認定及び廃止

<提 案 理 由>

東寺尾第465号線等の路線を市道に認定し、及び下末吉第183号線等の市道路線を廃止したいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により提案する。

<道路法> (抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 (第1項省略)

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 (第1項及び第2項省略)

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

◎認定する路線

		路線数	道路延長	面積
全 体		6 路線	5 5 6 m	3, 2 2 2 m ²
内 訳	公道移管	2 路線	1 6 1 m	1, 1 6 9 m ²
	本市の事業等	3 路線	3 5 9 m	1, 9 0 6 m ²
	路線整理	1 路線	3 6 m	1 4 7 m ²

◎廃止する路線

		路線数	道路延長	面積
全 体		1 5 路線	8 2 4 m	1, 9 7 0 m ²
内 訳	払下げ	3 路線	1 2 4 m	2 7 1 m ²
	開発行為等	8 路線	5 2 6 m	1, 4 4 8 m ²
	路線整理	4 路線	1 7 4 m	2 5 1 m ²

市第54号議案により認定及び廃止を行う路線の幅員、延長

◎認定する路線

路線名称	幅 員 (m)	延 長 (m)	参考図番号
東寺尾 465	4.50～8.00	140.79	1
東寺尾 466	6.00～7.28	87.32	1
東寺尾 467	4.50～14.79	73.67	1
三ツ沢 402	4.00	36.43	2
長津田 408	3.00～5.96	115.04	3
平戸 537	3.75～21.98	102.67	4

◎廃止する路線

路線名称	幅員(m)	延長(m)	参考図番号
下末吉 183	2.00～2.74	126.60	5
下末吉 184	2.74	99.69	5
羽沢 234	2.25～2.42	13.87	6
井土ヶ谷 238	2.20～2.60	56.30	7
上大岡 93	1.80	28.10	8
大倉山 347	2.73	15.91	9
長津田 268	1.90～2.14	31.72	3
長津田 270	2.51～2.66	128.40	3
長津田 272	1.87～1.97	40.26	3
大場町 173	0.94	30.79	10

路線名称	幅員(m)	延長(m)	参考図番号
平戸 423	1.80	54.16	11
舞岡 413	1.80	35.00	12
和泉町 317	2.42～2.91	79.29	13
和泉町 454	3.99～4.25	75.30	14
中田 240	2.90～2.92	8.53	14